

令和6年度消防設備士講習案内

実施機関：神奈川県

受託機関：一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

消防法第17条の10の規定に基づく「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

1 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている方

※今年度対象者は①令和4年度に免状の交付を受けた方②令和元年度に講習を受けた方

2 受講期限（消防法施行規則第33条の17）

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内

(2) 消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内

※期限内に受講しない場合は、消防法令違反として行政措置の対象となることがある。

(3) 講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、最初の免状交付が基準となります。

3 講習日及び講習会場等 ※ 神奈川県では当分の間「特殊消防用設備等」の講習は実施しない。

講習区分	免状種別	講習日	定員	講習会場
消火設備	第1類	10月1日(火)	170	かながわ労働プラザ
	第2類	10月9日(水)	170	かながわ労働プラザ
	第3類	11月13日(水)	150	レンブラントホテル海老名
		11月21日(木)	170	かながわ労働プラザ
警報設備	第4類 第7類	10月2日(水)	170	かながわ労働プラザ
		10月8日(火)	170	かながわ労働プラザ
		10月16日(水)	170	かながわ労働プラザ
		10月18日(金)	170	かながわ労働プラザ
		11月14日(木)	150	レンブラントホテル海老名
		11月20日(水)	170	かながわ労働プラザ
消火器 避難設備	第5類 第6類	10月3日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月10日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月17日(木)	170	かながわ労働プラザ
		11月12日(火)	150	レンブラントホテル海老名
		11月19日(火)	170	かながわ労働プラザ

4 講習時間 ※「効果測定」の時間を含む。

受付時間	9時00分～9時30分（一部免除者は12時20分～12時40分）
講習時間	9時30分～17時30分（一部免除者は12時45分～17時30分）

5 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等の関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

6 受講申請受付期間等について

8月1日(木)～8月23日(金)（消印有効）。窓口は受付期間内の平日9時～16時。

※受付開始日到着分より先着順で受け付け、定員になり次第終了。

※受講希望日の第1希望が定員に達した場合、第2希望・第3希望の順に講習日を振替えて受け付ける。

※定員に達した講習日は当協会のホームページで確認が可能。

※受講票等は申請書を受領後、講習予定日の1か月前までに発送。

※申請時に提出された書類及び手数料は、いかなる場合でも返還できません。ご了承の上申請してください。

7 受講申請に必要な書類等

※講習区分ごとに必要。(例:「消火」「警報」の2区分受講の場合、下記(1)～(4)が2部ずつ必要)

(1) 消防設備士講習受講申請書	申請書の太枠内を記入。受講希望日は、 <u>第三希望</u> まで記入すること。 手数料欄に7,000円分の「神奈川県収入証紙」を貼付。(消印のある収入証紙は無効)※神奈川県収入証紙は、当協会でも販売する。他の販売所(県内警察署隣りの交通安全協会等)は、当協会のホームページでも検索可。 写真貼付欄に貼付する写真は、次のとおり。 ② 正面からの上三分身(胸から上)像で無帽、無背景。(6か月以内に撮影したもの) ②大きさは枠なしで縦4cm、横3cm。※カラーコピーや普通紙に印刷したものは不可。 ※写真は受講申請に必要。必ず貼付すること。データ化でも可能。 ※免状の写真の書き換えは、別途「消防試験研究センター」(TEL:045-633-5051)に申請が必要。
(2) 消防設備士免状の写し	消防設備士免状のコピー(表側)を受講申請書の所定の位置に貼付。
(3) 返信用封筒	定形長形3号120mm×235mm 84円切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名を記入。
(4) 講習科目の一部免除書類 (該当者のみ)	①受講予定日から遡って6ヶ月以内に、消防設備士講習(科目免除を受けた講習を除く)を受講した場合、前記5(1)に記載された科目の受講免除が可能。希望者は、受講済み免状の両面、又は講習受講証明書をA4サイズ用の紙にコピーの上提出すること。 ②今年度、神奈川県で2区分以上受講する場合は、2日目以降の講習受講時に講習科目の一部免除が可能。2日目以降の一部免除者受付時に、免状裏面の講習履歴を確認をする。詳細は会場で説明。 ※ いずれの場合も、効果測定は実施。

8 受講申請の方法

前記7の書類一式を定形長形3号(120mm×235mm)以上の封筒で送付又は窓口へ持参。

※複数区分を受講する場合は、一括して申請すること。

※紛失事故を避けるため、簡易書留等のご利用を推奨します。(送料は申請者負担)

9 その他

受講案内や申請書は、協会ホームページからダウンロード可能。

また、消防本部・消防署・各地域県政総合センターにも配架。(部数に限りあり)

【申請書送付先・問い合わせ先】

〒231-0023

横浜市中区山下町1番地 シルクセンター4階408号室

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会 宛

TEL: 045-201-1908

FAX: 045-212-0971